



JIPDECトラステッド・サービス登録 (電子契約サービス)登録基準

1. 総則

1.1 本文書の位置づけ

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(以下、「JIPDEC」という)が運営する「JIPDECトラステッド・サービス登録」の遂行のため、電子契約サービス(当事者型/立会人(事業者)型電子契約サービス)を登録する際に用いる基準を定めるものとする。

1.2 用語の定義

本基準における用語の定義を以下のとおりとする。

1.2.1 暗号鍵

秘密鍵を暗号化するために用いられる鍵のこと。

1.2.2 暗号装置

利用者の秘密鍵又は電子契約サービス事業者の秘密鍵を安全に管理し、利用者からの指示に基づき、署名値の生成等の処理を行う装置をいう。代表的なものとして、HSM(Hardware Security Module の略称)がある。

1.2.3 クレデンシャル

個人の認証に用いられる情報の総称。利用者が電子契約サービスを利用する際に必要となるパスワード、生体情報、電子証明書等をいう。

1.2.4 コンプライアンス監査

業務の手順等に基づき、適正に業務が運営されていることを確認するために定期的に実施する内部監査のこと。

1.2.5 署名活性化データ

利用者が電子契約サービス又はそれを含む外部のサービスにログインした後、秘密鍵を活性化し、改ざん防止の措置等を行うために必要な符号のこと。

1.2.6 署名値

秘密鍵で暗号化等されたメッセージダイジェスト(電子署名、改ざん防止の措置等の対象となる電子

文書のハッシュ値)のこと。

1.2.7 タイムスタンプ

ある時刻にある電子データが存在していたことを証明する「存在証明」と、ある時刻以降電子データの内容が改ざんされていないことを証明する「完全性証明」を実現する仕組みのこと。

1.2.8 長期署名

電子署名又は e シール(以下、「電子署名等」という)の検証に用いる電子証明書が失効した後であっても、電子署名等の時点で当該電子署名等が有効であったことを証明するための仕組みのこと。例えば、JIS X 5092:2008 CMS 利用電子署名 (CAAdES) の長期署名プロファイルに準拠しているものをいう。

1.2.9 電子契約サービス

電子文書を用いて締結される契約等を支援するプラットフォームのこと。電子文書の作成・保存、電子署名等、タイムスタンプ等に係る機能を提供する。本基準では、専ら以下の2つのサービスを対象とする。

(1)当事者型電子契約サービス

利用者の指示に基づいて、利用者の秘密鍵を用いた電子文書の改ざん防止措置を行い、契約当事者が合意したことを記録するサービス

(2)立会人(事業者)型電子契約サービス

利用者の指示に基づいて、電子契約サービス事業者の秘密鍵を用いた電子文書の改ざん防止措置を行い、契約当事者が合意したことを記録するサービス

1.2.10 電子契約サービス事業者

電子契約サービスを事業として行う者をいう。

1.2.11 電子署名

電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に定められた措置等のうち、ITU-T が定めた公開鍵基盤(PKI)に関する国際規格である X.509 に準拠したデジタル署名技術を用いたもの。電子文書等に電子署名を行うことで、当該文書が「誰によって」作成されたものであるか証明するとともに、改ざんされていないことを確認することができる。

1.2.12 電子文書

電磁的方法により作成、保存される文書のこと。

1.2.13 秘密鍵

公開鍵暗号技術で使用する鍵ペアの一方で利用者本人のみが保有し、他人に秘密にする鍵のこと。秘密鍵で電子署名等されたものは、当該秘密鍵に対応した公開鍵でしか署名検証できない。本基準では、(1)当事者型電子契約サービスの場合は利用者の秘密鍵、(2)立会人(事業者)型電子契約サービスの場合は電子契約サービス事業者の秘密鍵を指す。特段の説明がない「秘密鍵」に関する規定は、それぞれのサービスごとに、読み替えるものとする。

1.2.14 利用者

電子契約サービスを利用する者をいう。

1.2.15 利用申請者

電子契約サービス事業者に対し電子契約サービスの利用に係る申請を行う者をいう。

1.2.16 eシール

総務省大臣告示(総務省告示第百十三号)には、以下のとおり定義されている。

「eシール」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録された情報(以下「電子データ」という。)に付与された又は論理的に関連付けられた電子データであって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一当該情報の出所又は起源を示すためのものであること。

二当該情報について改変が行われていないかどうか確認することができるものであること。

2. 登録のための要件

2.1 運用基準

電子契約サービスの運用にあたっては、以下の基準を満たさなければならない。

2.1.1 利用者の管理に関する手順書

電子契約サービスの利用者及び利用者の秘密鍵を適正に管理及び運用するために、以下の事項を含む手順書を作成しなければならない。

- (1)電子契約サービスの利用に係る申請手続
- (2)利用者及び利用申請者の真偽の確認の方法
- (3)電子契約サービスの利用に係る申請について、利用申請者が利用者から委任されていることを確認する方法(利用者自身が利用申請者である場合を除く)
- (4)利用者本人が電子署名を行う意思表示をしたことを確認する方法
- (5)利用者への電子契約サービスのアカウントの発行
- (6)利用者と電子契約サービス事業者の間で行われるプロセス
- (7)(6)における利用者の行為を受けて電子契約サービス事業者内部で行われるプロセス
- (8)利用者への電子契約サービスのクレデンシャルの発行及び配付の方法
- (9)利用者が電子契約サービスの利用の終了又は変更をした場合の措置
- (10)利用者の秘密鍵の管理
- (11)その他利用者の管理について必要な事項

2.1.2 関係要員

電子契約サービスの運用に係る要員及びそれらの運用体制については、以下の措置を講じなければならない。

- (1)関係要員の教育については、任命時及び定期的に、適切な電子契約サービス業務に必要な教育を実施する。その教育記録を作成し、保存する。
- (2)運用体制については、内部牽制を考慮して、責任、権限、指揮命令系統等を定める。
- (3)関係要員については、適切な業務に必要な技術に関し十分な知識及び経験を有する者を配置する。

2.1.3 運用管理

電子契約サービスの運用管理については、以下の措置を講じなければならない。

- (1)電子契約サービスの運用規程の作成及び公開
- (2)電子契約サービスの利用規約/利用約款の作成及び公開
- (3)電子契約サービスのサービスレベルの定義と利用者への開示
- (4)コンプライアンス監査
- (5)電子契約サービス事業者の信頼性評価
- (6)個人情報の管理
- (7)運用セキュリティ
- (8)リスクアセスメント
- (9)インシデント管理
- (10)事業継続マネジメント
- (11)電子契約サービス事業の終了の際の措置
- (12)文書管理／エビデンス管理
- (13)内部不正対策
- (14)バックアップ・リカバリ
- (15)関係要員の役割に応じた認証・認可
- (16)本番環境とテスト環境等との分離
- (17)電子契約サービス事業者の秘密鍵の管理

2.1.4 電子文書の保存

電子契約サービスの電子文書の保存について、以下の措置を講じなければならない。

- (1)電子文書は利用者のみがアクセスできること。
- (2)電子文書は一定の期間保存できること。
- (3)電子文書は利用者の求めに応じて削除ができること。
- (4)電子文書の改ざんが検知できること。
- (5)利用者によって電子署名等がされていることが証明できること。
- (6)利用者の求めに応じて、電子文書や保存証憑を提供できること。

2.2 技術基準

電子契約サービスを構成する機能については、以下の基準を満たさなければならない。

2.2.1 利用者の認証・認可を行う機能

電子契約サービスの利用者が本人であることを確実に確認するために、以下の措置を講じなければならない。

- (1)利用者に対して、電子契約サービス事業者の定めた認証の保証レベルに応じたクレデンシャルを発行し、本人に安全に配付すること。署名値生成に係る認可のための署名活性化データを生成する操作を利用者に行わせることが望ましい。
- (2)当該クレデンシャルの発行及び配付については、利用目的に対応した適切な手段を採用すること。特に、利用者のなりすまし等の脅威への対策として十分な手段であることを担保する。
- (3)認証・認可の機能を外部のサービスに依存する場合は、当該外部のサービスがクレデンシャルの発行・配付を含めた必要な措置を実施することを確実なものにしなければならない。

- (4) 認証・認可に係るセッションが悪意のある第三者に乗っ取られることを防止する。さらに、有効なセッションの時間を定義し、定義された時間以上の経過によってセッションを停止する等の措置を講じなければならない。

2.2.2 利用者に代わって署名値を生成する機能

利用者からの指示に基づき、利用者又は電子契約サービス事業者が署名値を生成するため、以下の要件を含む規程を作成し、必要な措置を講じなければならない。

(1) 暗号装置

原則として、JIS X 19790 又は相当する規格(例えば CEN EN 419 221-5 又は FIPS 140-2 以上)に基づき製造され、第三者による認証を取得していること。

(2) 秘密鍵の生成と保管

ア 秘密鍵を認証局で生成する場合

- ① 認証局との連携の方法(認証局を運営する事業者との契約締結を含む)
- ② 秘密鍵及び電子証明書の電子契約サービス事業者への配送におけるデータの改ざんや盗聴が起こらない安全な通信経路の利用
- ③ 秘密鍵を暗号装置で保管する場合における暗号鍵による暗号化又は安全性が担保される形式での保管
- ④ 秘密鍵を暗号装置以外で保管する場合における当該装置でのみ復号できる形式による暗号化又は署名値を生成する機能を構成する設備においてのみ使用でき、安全性が担保される形式での保管
- ⑤ 秘密鍵と電子証明書の対応の確認

イ 秘密鍵を電子契約サービス内で生成する場合

- ① 独立した(外部からアクセスできない)環境での秘密鍵の生成
- ② 認証局との連携の方法(認証局を運営する事業者との契約締結を含む)
- ③ 電子証明書の電子契約サービス事業者への配送においてデータの改ざんや盗聴が起こらない安全な通信経路の利用
- ④ 秘密鍵を暗号装置で保管する場合における暗号鍵による暗号化又は安全性が担保される形式での保管
- ⑤ 秘密鍵を暗号装置以外で保管する場合における当該装置でのみ復号できる形式による暗号化又は署名値を生成する機能を構成する設備においてのみ使用でき、安全性が担保される形式での保管

なお、連携する認証局は第三者評価機関による評価を受けた認証局、又は国が認めている認証局であること。

(3) 秘密鍵の廃棄

以下の場合、秘密鍵を廃棄すること。

- ア 秘密鍵を更新した場合(電子証明書の記載内容に係る利用者情報の変更、電子証明書の有効期限切れ等)
- イ 秘密鍵に対応する電子証明書を失効した場合
- ウ 利用者の当該秘密鍵を用いた電子署名等を終了する旨、利用者から通知があった場合

エ 電子契約サービス事業者の当該秘密鍵を用いた電子署名等を終了した場合

(4)秘密鍵のバックアップ・リカバリ

秘密鍵のバックアップ・リカバリを行う場合には以下の措置を講じること。なお利用者の秘密鍵をバックアップ・リカバリする場合には、その条件を通知すること。

- ア バックアップについては、その機密性及び完全性を確保するために十分に保護された形で保管するとともに、完全性の検証を可能にするメカニズムの変更からバックアップを保護する。
- イ リカバリについては、利用者の要求に応じて適切に行う。

2.2.3 署名値を用いて電子署名等を提供する機能

電子署名等を提供するために、以下の措置を講じなければならない。

(1)署名値の生成

- ア 利用者の指示に基づいて署名値を生成する。
- イ 署名値を生成する時点において、電子署名等の提供に用いられる秘密鍵が有効であることを確認する。

(2)電子署名等の指示

ア 署名活性化データを利用する場合

- ①電子署名等の指示として、利用者に署名活性化データを生成する操作を求める。
- ②利用者と電子契約サービスの通信経路において、署名活性化データが改ざんや盗聴がされないように暗号化する。
- ③署名対象情報、指示を行った利用者の認証情報及び秘密鍵の利用確認(承認)を記録する。

イ 署名活性化データを利用しない場合

- ①電子署名等の指示として、電子契約サービスが秘密鍵を活性化し使用することの「確認(承認)」を求める。
- ②署名対象情報、指示を行った利用者の認証情報及び秘密鍵の利用確認(承認)を記録する。

(3)電子署名等の事後的措置

- ア 電子署名等が行われた情報を利用者に返却する方法を定める。
- イ 電子署名等が行われた情報の返却後の電子署名等の対象情報の取り扱いを定める。
- ウ 電子署名等が行われた事実について、事後に確認できる手段を定める。

2.2.4 長期署名を提供する機能

長期署名を提供するために、以下の措置を講じなければならない。

- (1)電子署名等の検証に必要な情報を提供していること。
- (2)電子署名等を検証するための方法が明確に公開されており、利用者等が確認できること。
- (3)電子証明書やタイムスタンプが無効(失効している、有効期間が満了している等)で、署名検証ができない場合には、その理由を具体的に示し、利用者に通知すること。
- (4)長期署名を提供する際に使用される署名アルゴリズムは、安全性が担保されており、長期的なデータ保存に適したものであること。

2.2.5 ネットワークセキュリティ対策

ネットワークセキュリティ対策として、以下の措置を講じなければならない。

- (1)「2.2.1」、「2.2.2」、「2.2.3」、「2.2.4」の機能を構成する各機器の間及びそれらの機器と利用者との間の通信を保護しなければならない。特に、利用者と電子署名等の対象情報のメッセージダイジェストの関係性を保護すること。
- (2)通信がリモート署名サービス事業者の敷設した通信回線以外を経由する場合は、「2.2.1」、「2.2.2」、「2.2.3」、「2.2.4」の機能を構成する各機器の相互認証を行うこと。
- (3)「2.2.1」、「2.2.2」、「2.2.3」、「2.2.4」の機能を構成する各機器の間の通信は、暗号化すること。
- (4)本番環境とテスト環境等を分離すること。

2.3 設備基準

電子契約サービスを適正に運用するために必要な設備は、以下の基準を満たさなければならない。

2.3.1 建物

2.3.1.1 建物(オンプレミス環境)

「2.2.1」、「2.2.2」、「2.2.3」、「2.2.4」の機能を提供する設備(以下、「基幹設備」という)への物理的及び環境的なセキュリティ対策において、資産への物理的リスクを最小化するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1)基幹設備を設置した室の所在が公開されていないこと。
- (2)基幹設備を有する建物の耐震措置を行うこと。
- (3)基幹設備が設置されたラックを建物構造体に固定すること。
- (4)基幹設備を設置した室の防火対策及び防水対策を行うこと。
- (5)基幹設備のために UPS を設置すること。

2.3.1.2 建物(クラウド環境)

基幹設備がクラウド環境に設置されている場合は、委託先であるクラウドサービスプロバイダーが当該クラウド環境を適用範囲に含む ISMS 認証、ISMS クラウドセキュリティ認証等(以下、「ISMS 等の認証」という)を取得していること、及び適用範囲が「2.3.1.1」を含むことを確かなものにするとともに、以下の措置を講じなければならない。

- (1)「2.3.1.1」の各項目に対応したクラウドサービスプロバイダーによる対策をセキュリティポリシーに記載すること。
- (2)基幹設備に係るリスクを適切に評価し、対策を講じること。

2.3.2 設備への物理的アクセス制御

2.3.2.1 設備へのアクセス制御(オンプレミス環境)

基幹設備への物理的アクセスを制御するとともに、その資産への物理的リスクを最小化するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1)基幹設備に関係要員以外の者が近づいて操作したり、その画面をのぞき見したりすることができないようにすること。
- (2)基幹設備については、環境上の脅威及び災害からのリスクを低減するように設置すること。
- (3)基幹設備を、当該設備を設置した室から事前の許可なしで持ち出したり、持ち込んだりしないようにすること。

- (4)基幹設備を設置した室の外にある資産については、当該室外での作業等に伴うリスクを考慮して、適切なセキュリティ対策を行うこと。
- (5)秘密鍵、暗号鍵又は利用者情報を保管している設備、暗号装置を廃棄する場合は、それらが復元できない方法で廃棄すること。
- (6)基幹設備を設置した室は入退室管理装置の制限により、権限者 2 名以上でないと入退室できないこと。
- (7)基幹設備を設置した室はモーションセンサを設置していること。
- (8)基幹設備を設置した室の扉解放時間が必要最小限に制限していること。
- (9)基幹設備を設置した室には監視カメラを設置していること。
- (10)基幹設備を設置した室の監視カメラの映像を一週間以上記録していること。

2.3.2.2 設備へのアクセス制御(クラウド環境)

基幹設備がクラウド環境に設置されている場合は、委託先であるクラウドサービスプロバイダーが当該クラウド環境を適用範囲に含む ISMS 等の認証を取得していること、及び適用範囲が「2.3.2.1」を含むことを確かなものにするとともに、以下の措置を講じなければならない。

- (1)基幹設備に対して、アクセス制御、暗号化、バックアップ等、セキュリティコントロールを実施し、情報セキュリティ管理策が機能していること。
- (2)基幹設備に係るリスクを適切に評価し、対策を講じること。

2.3.3 運用・保守端末

2.3.3.1 運用・保守端末への対策

運用・保守端末の物理的アクセスを制御するとともに、その資産への物理的リスクを最小化するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1)運用・保守端末は特定されていること。
- (2)運用・保守端末の操作者は特定され、特定された操作者以外の者は利用できないこと。
- (3)関係要員以外が運用・保守端末に操作したり、その画面をのぞき見したりすることができないようにすること。
- (4)環境上の脅威及び災害からのリスクを特定し、電子契約サービスとして許容できるリスクまで低減すること。
- (5)運用・保守端末の操作については、操作者個人を特定し、その操作内容について記録及び追跡できること。特に不正や錯誤については、後日の調査を可能とすること。

以上

JIPDEC トラステッド・サービス登録のロゴは、JIPDEC の登録商標です(登録番号第 6600839 号)。